

【事案Ⅳ－３】等級継承にかかる請求

・平成28年3月23日 和解成立

<事案の概要>

申立人が、被申立人から自動車共済契約の継続案内書類を受領しているが、被申立人から継続手続きについて連絡がないことから継続手続きを失念したため、本件共済契約の前契約の等級の継承を求めるのに対し、被申立人が等級継承期間を経過していることから前契約の等級を継承しないため、これを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、本件共済契約の等級について前契約の等級を継承せよ、との判断を求める。

- (1) 本件共済契約の前契約の住所変更と口座変更を行おうと店舗に来店し、住所変更は行ったが、口座変更は通帳を忘れたためできなかった。被申立人からは、口座変更は自宅から近い他組合の店舗でもできるので、前契約の確認書類を持って手続きするように言われたが、仕事の都合により口座変更ができなかった。
- (2) また、前契約は継続手続きを行う必要があったが、自動継続の特約があり前契約の等級が継承され継続手続きされていると思っていた。
- (3) 被申立人からは、「自動車共済契約が新規加入扱いになると、等級はスタートに戻る。申立人が自宅から近い他組合の店舗で手続きをすと言ったのだから、もう関係ない。」と言われたが納得できない。
- (4) 更に、被申立人からは「等級継承期間の延長に関する特則（共済契約継続手続きを失念した場合において一定の条件を満たしている場合に適用）」が適用できないと言われたが、申立人は、継続案内を受領したものの、被申立人からの連絡がなく継続手続きを失念したため、「等級継承期間の延長に関する特則」を適用すべきではないか。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 申立人が店舗に来店された目的は住所の変更、登録口座の変更及び自動車共済の継続手続きであり、口座変更と共済契約の継続手続きは自宅に近い他組合の店舗でもできると伝え、共済契約の確認書類を渡して、口座変更と共済契約の継続手続きを行うように説明し、申立人は了承した。

- (2) また、前契約は自動継続の特約が無く、申立人の思い違いがある。
- (3) さらに、前々契約についても継続手続きを失念したが、「等級継承期間の延長に関する特則」を適用し、等級を継承した上で継続手続きしている。(前契約で当該特則を適用した場合、継続手続きの失念を理由として当該特則を適用することができない取扱いとしている。)
- (4) 前契約の共済期間終期日以前に被申立人から申立人に対して連絡(督促)をしなかったのかの申立てについては、店舗での対応および申立人自身が共済期間終期日を認識していたことから、被申立人の過失にあたらぬ。
- (5) 以上により、本件共済契約には「等級継承期間の延長に関する特則」は適用できず、申立人の請求は認められない。

<裁定の概要>

共済契約の継続についての意思確認や説明を、被申立人から申立人に対して直接に行ったかについては、十分でなかったことがうかがわれ、約款・事業規約に定める「継続契約の取扱いに関する特則」^(注)の適用条件にも該当し、本件共済契約は継続できるものと判断された。このため、審議会より両当事者に対して和解の打診を行い、申立人の請求どおり前契約の等級を継承する内容での和解契約書の締結をもって解決とした。

(注) 契約者が継続案内を受領したものの、JAからの連絡(面談・電話等)がなく、継続手続きを失念した場合は、約款・事業規約に定める「継続契約の取扱いに関する特則」が適用される。

なお、「等級継承期間の延長に関する特則」と、約款・事業規約に定める「継続契約の取扱いに関する特則」のいずれも適用できる場合には、「継続契約の取扱いに関する特則」を優先して適用することが内部規定に定められている。